

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆パブリック・コメントの募集
- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン WEB 講演会のお知らせ
- ◆共催セミナーのお知らせ

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====  
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記  
目次 4. コラムを抜粋しております。  
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 102

監視委第8期活動方針について

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 其田 修一

証券取引等監視委員会（以下「監視委」という。）は、先般第8期の活動方針を公表しました。今回はその内容について説明します。

（注）活動方針については、監視委ウェブサイトを参照。

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2014/2014/20140121.pdf](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140121.pdf)

## 1. 活動方針の概要

監視委は平成4年7月に第1期をスタートし、昨年12月に第8期に入りました。毎期、中期的な活動方針を公表しており、第8期については去る1月21日に公表しました。

今期の活動方針では、前期の路線を踏襲しつつ、過去3年間の監視活動の実績、経験を踏まえ、いくつかの新たな要素を加味しています。以下、その概要について説明をします。

### (1) 基本的な考え方

活動方針は、監視委の使命、基本的な考え方、そして重点施策から構成されています。市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護という監視委の使命は前期と同じものです。

基本的な考え方では、まず「(1)機動性・戦略性の高い市場監視」を掲げており、前期の内容を受け継ぎながら、「現下の市場における問題に早期に取り組み、監督当局や自主規制機関等と連携し、問題の内容に応じ、効果的な対応を行っていきます」と加えています。これは、現在の市場において重要な問題にタイムリーに取り組み、さらに問題の内容に応じ監視委以外の関係機関—これには金融庁や取引所さらには捜査当局や海外当局も含まれますが—と連携し、最も効果の高い対応策を講じていくという姿勢を示したものです。監視委自体による摘発もさることながら、他の機関の関与がより効果的と考えられる場合は、積極的に連携を模索していくという考え方です。

次の段落の「最近の市場の動向や外部から入手した情報及び監視活動から得た情報等を総合・分析し、顕在化しつつある問題をタイムリーに把握し、機動的に対応していきます」という部分は、後ほど重点施策にも出てきますが、日常の監視活動の生命線ともいえる情報の収集・分析活動の重視を示すものです。

「(2)市場のグローバル化に対応した監視力の強化」は、この3年間に監視委の活動のあらゆる分野で、国境を越えた対応が必要となるケースが増加してきた状況を踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組む姿勢を示しています。その一例として、グローバルに活動する大規模な証券会社等への対応では、関係する各国当局により個別業者毎に設置されている監督カレッジ等の国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用し、内外の業務全体を視野に入れた検査を行っていくことを掲げています。また、中期的な課題として国際的な事案への対応力を備えた人材育成への取り組みと海外当局とのネットワークの強化を挙げており、ネットワークの強化については、アジアの当局との人材交流等も視野に入れています。

「(3)市場規律の強化に向けた取り組み」では、前期の内容に、市場への

情報発信を充実させ、監視委の問題意識を分かりやすく伝えるよう努めることを付け加えました。公表物や記者発表、講演等の機会において、問題の内容が受け手にしっかりと伝わることを重視していく考えです。

## (2) 重点施策

重点施策は、基本的考え方をベースに具体的な監視活動において、特に重点を置く項目を取り上げたものです。

「(1)情報力に支えられた機動的な市場監視」は、改めて監視委の監視活動全般について「情報力」を重視する姿勢を強調しています。また、「発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行い、違法行為の全体像を解明し、適切な法執行に努めます」として、近年監視委が取り組んできた不公正ファイナンスの摘発のように、両市場に跨るような犯罪に対して、その一部分を切り取るのではなく、違法行為の全体像をとらえ、それに見合った法令適用をしていくというアプローチをとることを示しています。「従来取り上げられてこなかったものの、市場の公正性の観点から問題があると認められる取引等についても注意を払い、対応を検討していきます」という部分では、例えばこれまで監視委が摘発してきた違反行為の類型に収まらないような行為でも、市場の公正性を脅かすようなものについては、対応策を検討していくという問題意識を示したものです。

「(2)重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応」においては、引き続き重大・悪質な違反行為に対しては犯則調査により厳正に対応し、「事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行っていきます」としています。これは、近年のA I J事件等における警察との連携や、MRI問題における米国SECとの連携の経験等を踏まえ、監視委単独で全ての調査を行うよりも、他の関係機関と連携した方が効果的に調査を進められる場合には、積極的に連携を模索していくという考えを示したものです。

「(3)ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施」では、「正確な企業情報が、遅滞なく適正かつ公平に市場に提供されること」が開示検査の主眼であり、そのため上場企業が虚偽記載等を行った場合には、「企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していく」とし、「必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めていきます」としており、開示検査をこうした幅広い機能をもつものとして位置づけています。

「(4)不公正取引等に対する課徴金制度の活用」は、前期とほぼ同様の内容となっていますが、「不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、引き続き調査結果を踏まえ積極的に必要な提言」を行っていくこととしています。

「(5)検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施」も基本的に前期の内容を踏襲していますが、検査対象業者の範囲が拡大し、

対象業者数も延べ8千社を超える状況を踏まえ、「効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立」し、「検査対象業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着に取り組む」としてしています。また、グローバルに活動する国内大手及び外資系証券会社に対しては、「引き続きフォワードルッキングな観点から、金融庁検査・監督部局によるモニタリングの情報も活用しつつ、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証」していきます。内部管理態勢等の整備の重要性が高いこれらの業者については、監督部局等によるモニタリングにより得られた情報を十分に活用し、内部管理態勢等の適切性の検証を効率的・効果的に行うよう努めることとしています。

「(6)詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応」は、ここ数年の監視活動においてそのウエイトが急速に高まってきた状況を踏まえ、新たに項立てしたものです。悪質業者に対しては「早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努め」、検査対象先の選定に当たっては「様々なチャンネルを通じて情報を収集・分析し、問題業者に迅速に対応する態勢」を強化することとしています。また、悪質性の高い業者については、警察等を含む関係機関と連携し、厳正な対応を図っていく考えです。なお、本年1月27日に関係政令が施行され、金商法第38条第1号の虚偽告知が犯則調査の対象に加わっており、詐欺的な業者に対する監視委の法執行の手段も拡がりました。また、無登録業者等への対応については、平成22年以降、金商法第192条の裁判所への禁止・停止命令の申立てを7件行っていますが、今後ともこの権限を積極的に活用していくこととしています。

「(7)情報発信の充実」も今回新たに項目を設けたものです。監視委が市場の公正性・透明性の確保と投資者保護という使命を果たしていくためには、違反行為の摘発だけに止まらず、その結果を未然防止への取組みに役立てていくことが重要です。こうした観点から、個別事案の報道発表や課徴金事例集等の公表物においては、事案の内容・問題点が的確に伝わるように分かりやすい説明や内容の充実に努めていくほか、監視委のウェブサイトもユーザーの使いやすさに配慮した見直しを今後行う予定であり、併せて英語での情報発信も強化していくこととしています。

「(8)自主規制機関等との連携」は、前期を踏襲した内容ですが、全体としての市場監視機能を強化するため「自主規制機関等と情報や問題意識を共有して」一体的に監視に取り組んでいく姿勢を示しています。

## 2. 終わりに

以上、監視委の第8期活動方針を概観しましたが、近年、監視活動の対象範囲やボリュームが拡大を続けてきたことから、監視の効率性と実効性との両立が課題となっており、さらに最近では詐欺的業者への対応等から機

動性も重要度を増しています。監視委にとって、これらの要請を全て満たしていくのは、大きなチャレンジと言えますが、これに対しては「情報力と他機関との連携の強化」が重要と考えています。情報の収集・分析により、市場において対応を要する問題を早期に探知し、その後の調査で解明した内容に応じ、監督部局、自主規制機関、捜査当局及び海外当局等の関係機関との連携を構築し、効果的に事案を処理するというのが、今後の監視活動の一つの理想型であり、監視委全体がその達成に向け、さらに努力をしていく必要があると思っています。

今後とも監視委の活動にご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

※文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>